

事務所通信

2012 年 3 月号 No.81



(ひな祭り)

CONTENTS

- | | | | |
|---------------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● 集中力の高め方 | P4 |
| ● プアなイノベーションより、優れたイミテーション | P1 | ● 税務Q & A | P5 |
| ● 貸倒損失 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 健康保険料率改定 | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

プアなイノベーションより、優れたイミテーション

日本経済は低成長を続け、20年前とG N Pはさほど変わっていません。それに比べ中国をはじめとするB R I C Sは安定的に成長を続け、中国は日本を抜いて世界第2位のG N Pをあげるまでになりました。政府はこれではいかん。また、昔の成長を取り戻したい。それには技術革新しかない。経営革新計画を出せば認定企業として融資を受けやすくしたり、補助金をくれるなどのメリットを提供しています。

東レ経営研究所特別顧問の佐々木常夫氏は「**プアなイノベーションより、優れたイミテーションを**」と言っています。仕事ができるかできないかは「**能力の差**」よりも「**仕事のやり方**」(＝勝利の方程式)の差が大きい。正しい仕事のやり方を身につければ、少しぐらいの能力の差は克服できるのです。この「仕事のやり方」を**イミテーション**すなわちパクれば良いわけです。

どうやって学ぶかという、まず自分の周りの「すぐれ者」を探します。会社のトップ、他部署の人、お客様、仕入先、同業者など皆から親しまれ尊敬される人が何人かはいるはずです。真似る対象となる人を決めてその人の行動を2週間ほど研究すれば、なぜその人が優れているかが大体わかるようになります。大事なことはその人から学んだことをすぐに実行することです。そのまま同じにするのではなく、自分流に 응용してみるのです。優れたイミテーションを積み重ねた先に優れたイノベーションすなわち自分独自の「やり方」が生まれてくるでしょう。

企業の利益とは、全社員の**創造性の和**です。創造性とは**知恵**とか**アイデア**のことです。特に社員の創造性が一番大事です。社員の創造性が発揮されるのは「お客様より感謝の言葉やありがとうと言っていたとき」です。又「自分の成長を実感したとき」です。この二つは現場にあります。これからは社員の自発的な力を引き出した企業が勝つ時代になります。**現場社員が率先して知恵やアイデアを生み出す現場力**こそ大事だと思います。いい会社というのは会社の中の皆が、それぞれの立場で頭を使っている会社です。いい会社を作るコツは**常に意識すること**です。



法人の金銭債権について、次のような事実が生じた場合には、貸倒損失として損金の額に算入されます。

1 金銭債権が切り捨てられた場合

次に掲げるような事実に基づいて切り捨てられる金額は、その事実が生じた事業年度の損金の額に算入されます。

- (1) 会社更生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、会社法、民事再生法の規定により切り捨てられる金額
- (2) 法令の規定による整理手続によらない債権者集会の協議決定及び行政機関や金融機関などのあっせんによる協議で、合理的な基準によって切り捨てられる金額
- (3) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対して書面で明らかにした債務免除額



2 金銭債権の全額が回収不能となった場合

債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合は、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理することができます。ただし担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ損金経理はできません。なお、保証債務は現実に履行した後でなければ貸倒れの対象とすることはできません。

3 一定期間取引停止後弁済がない場合等

次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対する売掛債権（貸付金などは含みません。）について、その売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をすることができます。

- (1) 継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力等が悪化したため、その債務者との取引を停止した場合において、その取引停止の時と最後の弁済の時などのうち最も遅い時から1年以上経過したとき。ただし、その売掛債権について担保物のある場合は除きます。
- (2) 同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払を督促しても弁済がない場合

国税庁HPより

< 堀 田 >

健康保険料率改定

平成24年度 協会けんぽの保険料率が変わります。

3月分の保険料（4月納付分）から保険料率は引上げになりました。

新潟支部

健康保険料率

9.43% → 9.90%

都道府県ごとの保険料率については、年齢構成の違いによる医療費の差や所得水準の違いを都道府県間で調整した上で、都道府県ごとの加入者の医療費の違いが保険料率に反映される仕組みになっています。

※都道府県間の保険料率の差を小さくする措置がなされています。

全国一律

介護保険料率

1.51% → 1.55%

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、一般の被保険者は3月分（4月納付分）、任意継続被保険者及び日雇特例被保険者は4月分からとなります。

<参考資料>

社会保険料率の推移

単位：%

	19年		20年		21年		22年		23年	
	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月
健康保険	8.20		8.20		8.20	8.18	9.29		9.43	
介護保険	1.23		1.13		1.19	1.19	1.50		1.51	
計	9.43		9.33		9.39	9.37	10.79		10.94	
厚生年金(一般)		14.996		15.350		15.704		16.058		16.412

< 広 川 >

集中力の高め方

今年も3月がやってきました。

確定申告や年度末、また学生も受験シーズンで、集中力を高めて、仕事や勉強に取り掛からなければならない時期です。

● ● 集中力を高める4つの方法 ● ●

1 やる気

目的、目標をしっかりと定め、終わったときのご褒美を設定し、やる気を出す。

2 時間

時間はあればあるだけ使ってしまう（パーキンソンの法則）ので、時間を区切ることが大切。目標時間を設定する。勉強などの場合は30分やって10分休む・・・など比較的短い時間に設定する。

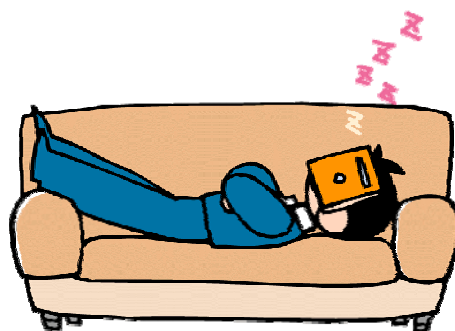
3 緩急

集中力を『中』でずっと一定に保つよりは、『低』→『中』→『高』や、『中』→『低』→『高』といったように、集中力に波があるほうが生産性が上がる。

4 運動と休息

集中力を持続させるには体力が必要。適度な運動で脳を活性化させ、体力もつけば、ばっちりです。

また、心身に負荷を掛けすぎないことが重要。休息とリラックスが一番大切。



< 丸 田 >

源泉所得税の取扱

Question

当社では、永年勤続者表彰に当たり、表彰対象の従業員に一定金額の範囲内で自由に品物を選択させ、その希望の品物を購入の上、永年勤続者表彰記念品として支給しています。この場合、その金額はそれほど多額ではないため、課税しないこととして差し支えありませんか。



Answer

記念品の金額の多少にかかわらず、その金品の価額を給与等として課税することとなります。

永年勤続者の表彰のための記念品については、その支給が社会一般的に行われているものであり、また、その記念品は通常、①市場への売却性、換金性がなく、②選択性も乏しく、③その金額も多額となるものでないこと等から、現金による手当とは異なり、強いて課税しないこととしています。

しかし、同様の趣旨から、現物に代えて支給する金銭については、たとえ永年勤続者に対するものであっても非課税と取り扱うことはしないこととしています。

照会のように、自由に記念品とする品物を選択できるとすれば、それは使用者から支給された金銭でその品物を購入した場合と同様の効果をもたらすと認められますから、非課税として取り扱っている永年勤続者の記念品には該当しません。

Question

当社では、平成 24 年 1 月に労働基準監督署から、労働者に対して実労働時間に即した割増賃金を支払うよう行政指導を受け、過去 3 年間（平成 21 年 1 月から平成 23 年 12 月）に実労働時間に基づく残業手当と実際に支払った残業手当との差額を一括して支払うこととしました。

この場合、残業手当の課税年分はいつになりますか。



Answer

照会の場合は、本来各支給日に支払うべき残業手当が一括して支払われたものと認められますので、本来の支給日の属する年分（平成 21 年から平成 23 年）の給与所得となります。

なお、給与規定等の改訂が過去に遡って実施されたため、残業手当の差額が一括支給されるような場合には、その差額について支給日が定められているときはその支給日、支給日が定められていないときはその改訂の効力が生じた日となります。

国税庁HP質疑応答事例より抜粋

研 修 予 定

日 時	研修内容	場 所	講 師	参加費
3月のテルモ経営研究会はお休みします。				

お客様をご紹介ください!!

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。



会社の広告お手伝いします!!

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。



～ おもしろ雑学 ～

学 校

自分が卒業した学校を「母校」といい、関係のある学校を「姉妹校」という。父校や兄弟校ではないのは、ヨーロッパの言語は男性名詞と女性名詞に分かれていて、学校は女性名詞で、自分を育ててくれた親なる学校という意味。

教育モチベーションカレンダー おもしろ雑学より（担当：小澤）



休日カレンダー



3月（弥生） March

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4 広川・山口	5	6	7	8	9	10
11 堀田・斉藤	12	13	14	15	16	17 伊藤・小林
18	19	20 春分の日	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

・確定申告期間中は、土曜日でも日曜日でも毎日元気に営業しています。

・網掛けの日が当事務所の休日です。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

3月の税務

3月10日	平成24年2月分源泉所得税・住民税の納付
3月15日	平成23年分の所得税確定申告・損失申告及び第3期分の納付 確定申告税額の延納届出書提出 平成24年分個人青色申告承認申請書の提出 贈与税・住民税・事業税の申告 相続時精算課税制度選択届出書提出 平成22年分所得税の更正の請求書提出
4月 2日	個人事業主の消費税の確定申告、納付 平成24年1月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付 平成24年7月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付 平成24年10月、7月、4月決算法人の消費税の中間申告、納付 当月決算法人の消費税各種届出書提出

あとがき

去年はカメムシが大発生して「今冬は大雪の年になるよ」と言い伝えを聞いていましたが、本当に記録的な豪雪の年となりました。当事務所も、駐車場の雪掘で除雪に追われる毎日でした。山間部では屋根の雪下ろしをして出社される方も多かったようです。

そろそろ3月に入り梅の咲く季節。早く暖かくなると良いですね。

< 倉 又 >